

令和 6 年（第 4 回定例会）

総務企画消防委員会 会議録

令和 6 年 12 月 9 日

総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和6年12月9日(月)

開議 午前10時00分

閉議 午前11時39分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員(8名)

副委員長	小野佳子	委員	泉武弘
委員	野口哲男	委員	松川章三
委員	吉富英三郎	委員	阿部真一
委員	森裕二	委員	塩手悠太

○欠席委員(1名)

委員長 森山義治

○委員外議員出席者(0名)

なし

○執行部出席者

総務部長	竹元徹	企画戦略部長	安部政信
市長公室長	山内弘美	市長公室参事兼 新湯治・ウェルネス 推進室長	松川幸路
消防長	浜崎仁孝	総務部次長 兼総務課長	行部さと子
市長公室次長兼 新湯治・ウェルネス 推進室参事	狩野俊之	消防本部次長 兼総務課長	永路尚道
政策企画課長	清末妙	職員課長	河野幸夫
財政課長	河野文彦	選挙管理委員会 事務局長	若杉篤

○議会事務局出席者

次長兼課長 中村賢一郎 課長補佐 甲斐俊平

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第 99 号	令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第 100 号	令和 6 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第 105 号	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	全員一致による 原案可決
議第 106 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	全員一致による 原案可決
議第 107 号	字の区域及びその名称の変更について	全員一致による 原案可決
議第 108 号	住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	全員一致による 原案可決
議第 129 号	市長専決処分について	全員一致による 承認
議第 130 号	市長専決処分について（関係部分）	全員一致による 承認

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和 6 年 12 月 9 日

総務企画消防委員会

委員長 森 山 義 治

総務企画消防委員会 会議概要

○開議：10 時 00 分

○小野副委員長

森山委員長が欠席のため、本日の会議の進行は副委員長の私が務めさせていただきます。よろしくお願いします。

ただいまから総務企画消防委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）関係部分ほか7件であります。

審査は、お手元に配付している議案審査順序表の記載順により、各課に説明を受け、質疑の後、採決をいたします。

初めに、消防本部関係議案の審査を行います。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）消防本部関係部分について、当局から説明願います。

○浜崎消防長

総務企画消防委員会委員の皆様方には平素より大変お世話になりまして誠にありがとうございます。

それでは、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）消防本部関係部分につきまして、担当課長のほうから御説明させていただきますので、御審議のほど何とぞよろしくお願いいたします。

○永路消防本部次長兼総務課長

よろしくお願いします。それでは、議題99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）関係部分の議案について御説明申し上げます。座って説明をさせていただきます。

予算書の6ページ、繰越明許費、第2表を御覧ください。

下から2番目にございます10款の消防費における消防装備整備事業5,618万7,000円でございます。これは、令和7年10月に計画しています「救急隊増隊」に向け、高規格救急車1台を購入するために計上していただいておりますが、高規格救急車のベースとなる車体の新規認証の取得については、当初、今年の8月の予定と説明を受けておりましたが、メーカーが認証業務を進めるに当たり、一定期間を要するため、当初の計画に対し、販売・生産開始の遅れが発生するとの報告を受注者が受けた旨の連絡がありましたことにより、繰越ししようとするものでございます。翌年度繰越額の詳細は、車両本体の購入費4,184万8,000円のほか、「救急車端末装置等委託料1,074万7,000円」、「消防装備用備品費341万円」、「車両の中間検査に係る旅費12万3,000円」、「自動車重量税3万3,000円」、「リサイクル手数料1万8,000円」及び「自動車損害保険料8,000円」となります。

なお、現時点、新規認証取得時期が未定のため、納入が令和7年10月以降になった場合、増隊の救急車につきましては、現在、予備で配置している救急車をもって、対応を考えております。

以上をもちまして、消防本部関係部分の説明を終わらせていただきます。

何とぞ御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○小野副委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言をお願いします。

（「なし」と発言する者あり。）

別に、質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）消防本部関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第99号消防本部関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で消防本部関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時04分

再開：10時07分

○小野副委員長

再開いたします。

次に、総務課関係議案の審査を行います。

議第106号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、当局から説明願います。

○竹元総務部長

どうぞよろしくお願いいたします。それでは座って説明させていただきます。

総務部は、予算に係る議案として議第99号及び議第100号の2議案から関係部分を、条例に係る議案として議第106号議案を、それぞれ担当課である総務課及び職員課から提出しています。

議第106号総務課関係議案につきまして、総務部次長兼総務課長が御説明いたします。

何とぞ御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○行部総務部次長兼総務課長

よろしくお願いいたします。

それでは、総務課から提出しております議第106号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明をいたします。座って説明させていただきます。

議案書のほうは11ページをお願いいたします。

この議案は、刑法等の一部を改正する法律により刑法の一部が改正され、刑の種類であります「懲役」及び「禁錮」を廃止して、拘禁刑が創設され一本化されることに伴い、懲役及び禁錮の用語を使用する条例を整理するため、条例を制定しようとするものです。

法改正の趣旨としましては、各受刑者の特性に応じ、その改善更生及び再犯防止を図るため、より柔軟な処遇の実施を可能にしようとするものになります。受刑者の身体を刑事施設に拘束する刑罰のうち、刑務作業が義務づけられているものが「懲役刑」で、刑務作業が義

務づけられていないものが「禁錮刑」ですが、この2つの刑が廃止され、「拘禁刑」が創設されます。

拘禁刑は一律に刑務作業を義務づけるのではなく、受刑者の更生の必要に応じて、刑務作業を行わせることができ、また、矯正教育を実施することも可能となります。

市では、「懲役」または「禁錮」を科する旨の規定等を設けている条例について、法改正に伴い、規定中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

改正する条例は、別府市恩給条例をはじめとしまして10件ございますが、懲役または禁錮を科する旨を規定する条例はそのうち4件、支給制限など人の資格に関するもので規定中の文言整理を行う条例は6件となります。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野副委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

（「なし」と発言する者あり。）

別に、御質議もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第106号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第106号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時10分

再開：10時10分

○小野副委員長

再開いたします。

次に、職員課関係議案の審査を行います。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）職員課関係部分、議第100号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）職員課関係部分、以上2件を当局から一括して説明願います。

○竹元総務部長

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

議第99号及び議第100号職員課関係議案につきまして、職員課長が御説明申し上げます。

何とぞ御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○河野職員課長

座って説明させていただきます。

職員課関係部分の議案の御説明をさせていただきます。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）から議第100号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）における人件費関係部分についてです。

事前に配付しておりますお手元の資料を御覧ください。一括して御説明いたします。

中段の、補正予算内容、職員人件費です。一般会計と特別会計を合計した数字で説明いたします。表の太枠の中の部分を御説明いたします。

給料につきましては、一般会計5,412万9,000円の減額と特別会計300万円の増額により合計で5,112万9,000円の減額となっております。理由としては、人事異動に伴う職員の配置替え、年度途中の職員の退職、育児休業などに伴う減額となっております。

職員手当等につきましては、合計で400万円の増額です。人事異動に伴う職員の配置替えなどによる増額となっております。

共済費については、767万7,000円の増額です。主な要因は、共済費比率見込みの差異による共済費負担金の増額によるものです。

続きまして、報酬についてですが、これは会計年度任用職員の報酬の補正でございます。全体で4,703万7,000円の増額となっており、これは職員の育休取得等に伴って会計年度職員を代替として配置したことによるものです。

続きまして、費用弁償につきましては、113万2,000円の追加です。こちらは会計年度任用職員の通勤に対する費用弁償です。会計年度任用職員を配置したことによる追加です。

以上、職員課関係部分の御説明です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野副委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○阿部委員

人事異動に伴う職員と育休、退職などの人数と、それに当たって会計年度職員で人員の補填をしたというふうな考え方でいいのかということと、実際の人数、全部予算書の足し算したんですけど、大体、これぐらいの人数で推移したというのは、職員課の想定範囲かどうか。

○河野職員課長

当初は当然予想されていない普通退職者が出ております。1人は年度の途中でお亡くなりになった職員がおります。今年度については月の途中で人事異動することになりました。それで、組み替えとかもありましてこのような状況になっております。

○阿部委員

人事異動の退職と亡くなった方、人数と会計年度で採用した人数は全部で何人ですか。

○河野職員課長

退職とお亡くなりになった方の人数は2名です。

○阿部委員

2名。

○河野職員課長

年度途中で、今年度に入って退職され方は既に4名いらっしゃいます。その中に1人はもう亡くなった方も含まれた上での4名となります。

○阿部委員

会計年度の採用数は。

○河野職員課長

会計年度は、今年度当初予定してた数よりも44人多いです。

○阿部委員

44名増ということですか。

○小野副委員長

ほかに御質疑はありませんか。

○塩手委員

確認をさせてっていうところなんですけど、費用弁償のところの通勤手当の増というところは、基本的に今の物価高、ガソリンとかというところが基本的に要因になっているんですか。

○河野職員課長

先ほど部長のほうから説明がありましたけども、44人、会計年度任用職員の追加で採用させてもらっていますので、その分の手当等です。

○小野副委員長

ほかに、御質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

ほかに、御質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）職員課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第99号職員課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第100号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）職員課関係部分について、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって議第100号職員課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、職員課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時17分

再開：10時19分

○小野副委員長

再開いたします。

次に、政策企画課関係議案の審査を行います。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）政策企画課関係部分、議第105号住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第107号字の区域及びその名称の変更について及び議第108号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、以上4件を当局から一括して説明願います。

○安部企画戦略部長

企画戦略部が提出しました議案について御説明いたします。

企画戦略部におきましては、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）関係部分、議第105号住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第107号字の区域及びその名称の変更について、議第108号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、議第130号市長専決処分について、令和6年度一般会計補正予算（第6号）関係部分の5議案を提出させていただいております。

それでは最初に、政策企画課長から関係部分の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○清末政策企画課長

よろしくお願いいたします。

それでは、政策企画課関係4議案について説明いたします。

初めに、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）政策企画課関係部分について説明いたします。

補正予算書の13ページを御覧ください。

歳入についてですが、一番上のデジタル田園都市国家構想交付金の追加額209万8,000円は、新湯治・ウェルネスの研究・実践拠点施設の基本計画策定に対する交付金として計上するものです。

予算書7ページの債務負担行為補正を御覧ください。

「住居表示実施業務等委託料」は、令和6年度から令和7年度までを期間として、6,780万6,000円を計上し、債務負担行為の限度額を補正しています。今議会において、後に説明いたします通称新別府ほか3町について、住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法、それに令和7年3月議会において字の区域及びその名称を変更することについて議決をいただいた後、迅速に委託事業者を選定し、来年度、円滑に住居表示実施事業を進めていくために計上しております。

以上で、補正予算についての説明を終わります。

次に、議第105号住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書の8から10ページをお開きください。

昨年度議決をいただき、令和7年1月11日に住居表示を実施する通称鶴見園町、南須賀の対象地区内にある西部地区公民館及び中部地区公民館について、別府市公民館条例中の位置の表記を、現在の大字南立石、大字北石垣から住居表示後の町名及び番号にそれぞれ改めま

す。

同じく、通称南荘園町、小倉、朝日ヶ丘町、南立石板地町の対象地区内にある青山中学校、青山プール、青山中学校運動場夜間照明施設、市営小倉住宅A及びB、市営鶴見住宅AからI、市営向原住宅A及びB、鉄輪地獄地帯公園防災研究所の各施設について、それぞれの設置及び管理に関する条例中の位置の表記を、現在の大字別府、大字鶴見、大字南立石から住居表示実施後の町名及び番号にそれぞれ改めます。

同じく、水道事業の給水区域について、別府市水道事業及び公共下水道事業の設備等に関する条例中の通称南須賀及び春木を、住居表示実施後の町名にそれぞれ改めます。

次に、議第107号字の区域及びその名称の変更について説明いたします。

新町名とその読み方を記した一覧表を追加資料として配付させていただいております。

議案書の14から40ページを御覧ください。

令和6年第3回市議会定例会において、住居表示を実施する市街地の区域及び当該地区における住居表示の方法について議決をいただきました通称上野口町、上原町、山の手町、大畑、竹の内、鶴見、荘園、扇山、南立石一区、南立石二区、南立石生目町、堀田及び南立市八幡町の13町において、字の区域及びその名称を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

15ページから40ページについては、この13町について、別図1で示す「現在の大字の区域及びその名称」を、別図2で示す「変更後の町の区域及びその名称」に変更しようとするものです。

また、配付資料でお配りしております参考資料は、新たな町名とその読み方を示したもので、地域からの要望書に基づいて定めたものになります。

議第108号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について御説明いたします。

資料は、議案書の41ページを御覧ください。

住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案の内容は2点ございます。

1点目の住居表示を実施する市街地の区域については、全部で4町ありますが、資料の42ページからの別紙図面で御説明いたします。42ページの別紙図面1は、通称新別府、実相寺を住居表示をする区域に定めようとするものです。

次のページの別紙図面2には通称南立石本町、観海寺を、住居表示をする区域に定めようとするものです。

2点目の住居表示の方法につきましては、別府市住居表示実施基準要綱で「住居表示は法第2条第1項に規定する「街区方式」によるものとし」と定められております。現在、別府市内の住居表示実施地区において取られている方式は、全て、街区方式で行われていることから、同じ街区方式により実施するものです。

住居表示を進めるに当たって、各町で自治委員の御協力を得ながら住民説明会を行い、各自治会からは、住居表示を実施することについての要望をいただいております。

以上で、政策企画課提出の4議案について説明を終わります。

何とぞ、慎重な御審議をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○小野副委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言をお願いします。

○塩手委員

議第107号について、提案されているものを議会で議決をした後に、もう実際に町名が変わるということで、かなり議会の判断としては大きい決断になるのかなってところで、確認として、町内からの要望で町名が出てきたということで、合意形成というところで、当局として、しっかりその名前を決める上で、町内の人たちとか住民の方も含めてしっかりと議論というか、特に反対の声もなく、しっかりとそこら辺のプロセスとしてはできているというふうに認識はしているんですか。

○清末政策企画課長

プロセスとしましては、まず自治会長に御説明をし、自治会の役員さんに御説明をして、その後、住民の方に住民説明会等も行っておりますし、その中で町名に関わるところにしましては、アンケート等を取っていただいて、そのアンケート結果に基づいて自治会のほうから、自治委員さんのほうからこういうふうにしたいという要望と言うことでいただいておりますので、合意形成は丁寧に進めているというふうに認識しております。

○小野副委員長

ほかに御質疑はありませんか。

○泉委員

デジタル田園都市構想の交付金ですね、これはどのぐらい交付を受けているんですか。それから今後、この交付金の取扱いを見ますと、非常に使い勝手のいい交付金に見える。別府市の事業の中でどういうものを対象にしようとしているのか、分かれば説明してください。

○安部企画戦略部長

デジタル都市構想交付金については、従前の地方創生の交付金推進タイプというのが、名前が変わって、田園都市構想交付金ということになりました。

それで別府市としましては、総合戦略に基づいた事業に充てられることとなっております。第2期の総合戦略、令和2年から令和6年までなんですが、その期間中、9の地域再生計画を受けまして、事業費としましては、全体で7億円。

今回上げさせていただいてるのは、新湯治・ウェルネスツーリズム事業で地域再生計画を受けたものです。あと、今受けて進んでるのが、別府の食・農業・観光高付加価値事業です。給食の有機化とか、そういった事業を進めるもの。あとは新しい観光の4つの柱を進めるものです。持続可能な温泉観光都市への挑戦、それとアーティストの移住を進めまして、文化・観光の推進、クリエイター移住・定住計画、そういったものを今進めております。

○泉委員

市長も議会で、田園都市構想交付金を充当してウェルネス事業をという発言をしました。国等の交付金、補助金というのは大いに活用すべきだと僕は思っているんです。それから、国とか行政組織の交付金、補助金のみならず、日本財団、それからJKA、トヨタ財団とか、こういうものも思い切って、やっぱり対象になるものを申請して、別府市の起債を少しでも減らしていく。また、一般財源に食い込まないような補助金活用してほしい。これだけ要望しておきます。

ちょうど12月は予算編成過程に入りますので、特にその点を要望しておきます。

○阿部委員

泉委員が言ったので、ちょっと併せて、デジタル田園構想の今年度の事業、さっき部長が言いましたけど、どういった内容の事業に幾ら補助金を獲得したかとか、そういったのを取りあえず今年度で構いませんので、事業別と取得した補助金の内容を、ちょっと一覧で、もしよかったら資料でそれをまとめていただきたい。というのも、また、時の政権によって、内容もデジタル田園構想の名前も変わるし、この前が地方創生の違うタイプの用途の補助金だったので、それを整理するのもそちらも大変ですけど、こちらものどの補助金を充当して、担当課がその補助金を目途に内容を町長に上げていくのかというのがあると思うんですが、ちょっと今年度だけでもまとめていただけると大変ありがたい。それは資料要求として委員会のほうから担当当局にお願いしたいと思います。

○安部企画戦略部長

資料をまた用意させていただきます。

○阿部委員

よろしくお願いします。

○小野副委員長

ほかに。

○吉富委員

もうオーソドックスに、議第107号、議第108号の分、住居表示の関係ですけど、これは全てその地域にいる人たちは、理解できてると思うんですよ。何々町何丁目何番何号というような形になるわけですから、それはそれで構わないんですけど、別府市の人たちが、例えば私なんかで言うと、親戚が南立石本町にいますけど、住所はやっぱり下が変わってくるわけじゃないですか。そうなったときに、これから先、例えば手紙を出すとかいうときに、住んでる人はいいけども、それ以外の人たちが知る機会がなかなかないんです。だから、市として、別府市の人たちに、この町名が今度こういうふうな番地になりましたよとかいうようなことをお知らせするような、そういうことはやっぱりほかの市民の方にも必要じゃないかと思うんですけど、そういう対策というのは何か考えているんですか。

○清末政策企画課長

実施後にホームページに一覧を載せたりとか、そういったことはしております。

あと、ちょうど1月に実施になりますので、大体知り合いの方には年賀状でお知らせしたりしている方もいらっしゃるし、あと郵便局のほうから住所変更のはがきを無料で送ることができる。はがきを30枚、恵与されていますので、それをお渡しして皆さん出される形で、お知り合いの方にはそれでお伝えしております。

あと、住宅案内図とかを町内に貼ったりとか、そういったような形でお知らせをするような対策は取っております。

○吉富委員

今おっしゃっているのはよく分かるんですけど、例えば年賀状とか、ああいうのは一気に値段が上がったものですから、多分これから先、年賀状を書く人は、いるはいるでしょうけども、今まで100枚出している人が、本当に出さなければいけないような人にだけ出すよう

な形になって、情報のやり取りというのは、なかなか今はペーパーでやる部分に関してはほとんどなくなってくるんじゃないかと思うんです。

それと、おっしゃっていたデジタル化と言うけど、手紙を書いたり、はがきを出す人は、デジタル化よりも、やはりどうしても郵便物が多いんですよね。そのときに、前にほかの町内で変わっていた分を見たら、ここの町内はこの番地に変わりましたと郵便局のほうからもお知らせみたいなのが確かに来ているのは分かっているんですが、そういう部分でも、急にこれから出さなければいけないあの人のところといったときに、町名が分からないとか、そういう部分があるんじゃないかなというのを心配しているんです。

やっぱりその辺のところは、行政として、確かに国の方針でデジタル化が必要であるということで進めているのは分かるんですけど、それに当たって、行政的には物事が簡単にはなるんですけど、一般市民にとっては、これが変わったことによってプラスになるのはしばらく時間がかかると思います。3年、5年、10年と。やっぱそういう部分においては、どういうふうにこれから先知らせていくんですかという話なんです。

○安部企画戦略部長

御提案いただきましてありがとうございます。確かに住んでいる以外の方への周知というのは必要だと思います。ホームページ等で掲載する予定にしておりますが、また別の方法を全町に知れ渡るような形で、自治委員さんの総会とか、会合とか、そういうのにまで周知できるような方法をちょっと検討していきたいと思いますので、ありがとうございます。

○野口委員

はがきが10枚は入ってるわね。説明会の後に。それは我々はもういただいたんだけど、ただ隣の奥さんが言うには、これはどこに出せばいいんじゃないかという話が出てくるわけよ。だからこの前も説明会があって、近所の1人の奥さんから問いがあったんだけど、なかなか理解ができないと、だからその辺をどうしましょうかと言うから、自治会のほうに相談があったら、分からなかったら私に聞いてもいいけど、自治会のほうにそのはがきとか、変更手続とか、例えば一般の家庭ではどの程度までしなきゃいけないのかという、もう少し詳しい話を、自治会の役員は大体把握しているので、そこに行って聞いてくださいというのを言ったんですよ。すごい資料がいっぱい来るわけ、例えば、法務局にはどうしなさいとか、いっぱいあるわね、例えば事業者にとってはどの程度まで変更届が必要なのかとか、いつまでののかとか、そういうものがなかなか一般の主婦の方とかは理解できない。独り身で生活してるんでね。そういう人たちに分かりやすい、あなたの場合はこの辺まで変更届を出せばいいんですよと、はがき10枚は知人、友人に出して、取引のあるところとかに出したら結構ですよというような話を、具体的に、自治会なら自治会で話を聞けるようにしたほうが私はいいと思う。

実際に書類だけ見てもなかなか分かりにくいところがある。その辺、以上、関連質問。

答弁はいいわ。大体分かった。

○松川委員

大変な仕事をしていると思うんですけど、田舎のほうに行けば行くほど、昔は土地を持っている人のところが町であり、仮に私のところで言うと北中、火売、馬場に土地を持っているとする、そこは、それは北中だというふうに考えたり、いろいろすることがあったんだけど、そういうものっていうのは、もちろん話合いをしてもらっていると思うんですけど、大体もうあれなんですかね、この前ちょっと説明を受けたときに、朝日小学校の近くに1件だ

け馬場の人が入ってるんだとか、朝日小学校は火売と朝日が半分ずつになってるんですかね、いろいろあるじゃないですか。そういうものというところをやっぱりきちっと納得していただくようにしていかないと、ちょっと難しいと思うのが一つ。

もう一つ、これをやり始めるのに、たしか5年かかりますよね。この5年間というのは、まだ圧縮できるということはないんでしょうか。

○清末政策企画課長

ありがとうございます。まず一つ目の、土地を持ってる方が納得するようというところで、今の進め方としては、本来であれば住居表示するときに道路とかで町を区切って囲わないと、なかそれが町という形になりませんので、それをするときに、どうしてもここここの家の境が町の境ですよというところが何か所かあるんです。そのときは、その道路とかで合理的に区切るのではなくて、実際にここが境だということであれば、しっかりお話し合いをした上でそこを境にさせていただくような形を取っております。そういった形でいろいろ直接お話をさせていただいて、合意を得るようにしておりますので、それが進まないと実施まで至らないような形で今進めています。

あともう一点の5年かかる部分、圧縮できないかという部分ですけれども、今、なるべく早く行政のデジタル化が導入される場合に住所を一本化しようということで、かなりの世帯数をかけてやっておりますので、ほぼほぼ最大ぐらいで取りかかっているところですので、なるべく圧縮できるようにはやっていきたいと思っております。

○松川委員

大変な仕事ですけど、頑張って早く進めてもらいたいです。一つ例を言いますと、私のところなんか、近くに風月があるんですよ。風月というのは、横断道路に行ったらすぐなんですけど、ナビでやると、近くにやられる、私の家の前をどんどん車が走ってから、狭い、行き止まりになるようなところにどんどん入って、また戻ってくる。Uターンするところがないから、家の前に止めておいたりとか、いろいろして、非常に困る。だから早く、今困ってる人が増えているので、急いでやっていただければ助かるなと思っていますので、どうぞ頑張ってください。応援いたします。よろしくお願いいたします。

○小野副委員長

ほかに御質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに、御質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）政策企画課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって議第99号政策企画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第105号住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第105号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第107号字の区域及びその名称の変更について、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第107号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第108号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第108号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で政策企画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時45分

再開：10時46分

○小野副委員長

再開いたします。

次に、財政課関係議案の審査を行います。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）財政課関係部分、議第130号市長専決処分について、令和6年度一般会計補正予算（第6号）財政課関係部分について、以上2件を当局から一括して説明願います。

○河野財政課長

それでは御説明を申し上げます。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）財政課関係部分につきまして、御説明いたします。

予算書の16ページをお願いいたします。

「別府市財政調整基金繰入金の追加額」3億5,341万4,000円でございます。これは、今回の一般会計補正予算（第7号）における財源調整のため、財政調整基金からの繰入金を増額するものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

「競輪事業収入の追加額」3億3,000万円でございますが、これは競輪事業の売上増加に伴い、競輪事業収入を追加するものでございます。これによりまして、令和6年度の競輪事業収入は合計で6億3,000万円となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

「臨時財政対策債の追加額」406万3,000円でございますが、これは、今年度の臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴い、当初予算との差額分を補正計上するものでございます。

なお、8ページの「地方債補正第4表の2」におきまして、臨時財政対策債の限度額等について計上しておりまして、補正後の限度額は1億206万3,000円となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

1020「基金積立金の追加額」1億円でございます。これは、歳入で御説明しました競輪事業収入3億3,000万円のうち、1億円をべっふ未来共創基金に積み立てるものでございます。

次に、0163「基金積立金の追加額」2億3,000万円でございます。これは、競輪事業収入を活用して実施する保育所、幼稚園、小中学校等の給食費保護者負担軽減事業の令和7年度分の財源として、競輪事業収入3億3,000万円のうち2億3,000万円を別府市財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

予備費の追加額7,000万円でございますが、これは、本年8月に発生した台風10号の影響による被害への復旧等の経費について予備費を充用し対応したため、今後の不測の事態や緊急時に備えるため追加計上するものでございます。

続きまして、議案について御説明申し上げます。

議案書は76ページからでございます。

議第130号市長専決処分について、令和6年度別府市一般会計補正予算（第6号）財政課関係部分についてでございます。

議案書の85ページをお願いいたします。

「別府市財政調整基金繰入金の追加額」2億157万9,000円でございますが、これは、本補正予算での財源調整として、財政調整基金からの繰入れを行ったものでございます。

以上で、財政課関係部分の議案について御説明させていただきました。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○小野副委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

別に御質疑のないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）財政課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第99号財政課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第130号市長専決処分令和6年度別府市一般会計補正予算（第6号）財政課関係部分について、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第130号財政課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時51分

再開：10時52分

○小野副委員長

再開いたします。

次に、新湯治・ウェルネス推進室関係議案の審査を行います。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）新湯治・ウェルネス推進室関係部分について、当局から説明願います。

○山内市長公室長

議第99号一般会計補正予算（第7号）新湯治・ウェルネス推進室関係部分について、担当から御説明させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○松川市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

それでは、委員の皆様には予算書の7ページをお開きください。

債務負担行為補正のページになります。1行目の「研究・実践拠点施設基本計画策定業務委託料」についてです。債務負担行為期間の令和6年度から令和7年度まで、限度額1,842万1,000円を設定しております。

この債務負担行為設定につきましては、本業務委託契約期間が令和6年度、7年度の2か年度にわたることが考えられるため、今定例会にて、令和6年度予算204万7,000円を計上し、次年度分を債務負担行為1,842万1,000円として設定しております。

続きまして、予算書35ページをお開きください。

事業番号1439新湯治・ウェルネス推進に要する経費に対する追加額419万7,000円についてです。

7節報償費、8節旅費につきましては、現段階において収集しております温泉効能に関するデータ、データ解析などにより得られましたエビデンスを今後、どのように反映させていくかなどのアドバイスをいただくため、専門家による協議を行うための費用として計上いたしております。

12節委託料204万7,000円につきましては、先ほど御説明いたしました債務負担行為と併せて、2か年度にかけて研究・実践拠点施設基本計画策定業務委託料の今年度分の予算として計上いたしております。

最後に、財源についてでございますが、本事業につきましては、国の交付金の活用を実施いたしております。

以上、議第99号一般会計補正予算（第7号）関係部分の説明を終わらせていただきます。

何とぞ、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野副委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

○阿部委員

繰越しで令和6年、7年にまたがる事業ということなのですが、今年度は419万7,000円、残りの部分の1,400万円弱は、こういった事業を想定しているのか、ちょっと予算書と概要説明じゃあ見えなかったの、その部分を説明いただけますか。

○松川市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

まず、今議会で議決をいただきましてから、地方自治法に基づく諸手続を経て、事業者の契約という運びになろうかと思えますけども、恐らく来月以降にそういう作業が入ってくると思います。

4月以降の令和7年度にかかってくるので、まず3月までの補正予算を今回、204万7,000円上げさせていただいておりまして、期間で言えば、来年の4月以降も委託の作業、いわゆる契約の履行期間となりますので、その分は債務負担行為で上げさせていただいております。それが1,842万1,000円ですので、入札とはまだ限っておりませんが、実際に契約をする段階の予算としては、両方合わせました2,046万8,000円ですか、2つを足しますと。それが今後、業者を決める分の契約の根拠となる金額になろうかと思っております。

基本計画の中身につきましては、今度、研究・実践拠点施設のコンセプト、機能、規模を検討いたします。それに基づきまして、サウンディング、市場調査を行います。そういう御意見、意向を受けまして、今度事業手法、いよいよどういうふうはこの施設を建設というか、設置するのがいいのかというところの事業手法の検討も併せて行います。これにつきましては、民間提案部分を除いた部分になります。

○阿部委員

債務負担行為でされるということの認識なんですけど、今、室長が言った口頭での説明、できたら委員会に資料を提示いただけて議論したかったなっていうふうには思うんですけど、その部分が議事録、ボイスレコーダーで入っていますけど、ここでひも解くと、やはり議会側も中長期的にこの議論をしていく必要もありますし、今言った資料をまとめていただいて、どういった形で事業が過年度にわたって進行していくというのをぜひ、委員会も2年で替わりますけど、ぜひ提示して、今口頭でおっしゃった答弁の部分を提示いただきたいと思います。これはちょっと委員長に委員会を通して執行部にお願いしたい部分ではありますが、いかがですか。

○松川市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

通常、2か年度にわたる契約は、こういうふうな形を取っておりますので、この新湯治・ウェルネスの基本計画は特別難しいこととかをやっているわけではございませんので、どういう資料になるかっていうのは、多分、簡易な資料になろうかと思えますけど。

○阿部委員

これは市長の肝煎りの政策というふうに認識もしていますし、市民の方もそういった注目している部分もあるので、行政手続としては、先ほどの議会に対する資料提供、情報提供はここまですという、通常の政策であればいいんですけど、2年にまたがる部分で委員会も替わりますし、そういった意味で言うと、委員会として、議会として、今後審議していく上では、もう少し詳細な部分の流れ、債務負担になる部分も含めて、もうちょっと丁寧な資料が必要ではないのかなというふうに感じました。今までの流れで言うとそれで。

○泉委員

さっき債務負担行為をしますよというのは、僕は初めて聞いたわけだけど、その中で成果物をいつまでに納めるのかというのが欠落しているんですね。だからそこらはやっぱり、今、阿部委員が言われるように、委員会に今後の委託費について、どういうスケジュールでやるのかというのは、資料として出していただくほうがより理解できると思います。出せるもの

だったら。

○松川市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

委員長と御相談させていただいて、実施したいと思います。

○野口委員

3つほど聞きます。適切なアドバイザーが日本の国内にいるのか。

それから、医療保険適用というのが、もう二十数年前に我々は取り組んだけど、結局できなかった。その対応、対策についてどのように考えているのか。

それから、これから世界に情報発信していくと思うんだけど、私が一般質問で言ったように、セレブ対象にするのかとか、そういう具体的なものをアドバイザーにこちらから投げかけてやっていかないと、アドバイザーが全てつくったことが全く100点にはならないと私は思うので、基本的に皆さん方がそういう点を考えて、全てアドバイザーに丸投げするんじゃないくて、別府市としてはこういうものをつくりたいんだってということを、そういうコンセプトをしっかりと決めて取りかかってもらいたいという、その3つお願いします。

○松川市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

まず、アドバイザーが国内にいるのかという御質問ですけど、基本的には国内の方を考えて想定はしております。

2つ目の保険適用の部分でございますが、これは議案質疑の折に、市長からも若干の答弁がございましたけれども、保険適用が該当するかどうかについては、なかなか厳しいというふうな市長からも御発言があったと思いますけども、市長のほうは、多分、希望の一つだと思うんですけど、特区という制度も国にはございますので、もしできるのであれば、そういうところを目指してと、この間、発言をさせていただいたと思っております。

アドバイザーにつきましては、主には役割は2つ、私どもはお願いしようかなというふうに考えております。1つについては、今まで研究というか、実証実験で得られたデータ、エビデンス等がございます。まずそういうものをどういうふうに今後活用していったらいいのかというもののアドバイスをいただくというのが1点。

2点目につきましては、基本計画をつくります。その基本計画の中の一部、私どもが今、ラボ機能を設けるといふように提案をしておりますけれども、いわゆるソフトの部分、ラボ機能の部分のどういうふうな機能を持たせたらいいのかという部分のアドバイスをいただくという考えております。

○野口委員

医療費は、一部、竹田市が少しやってるでしょう。だから、全般的にヨーロッパみたいな医療費適用はできないとは思いますが、日本の中でできるものはどの部分があるのかということをしっかりつかまえた上で、厚生労働省とかに働きかけをする必要があるんじゃないかと思えます。

○松川市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

私どもも、委員が言われるように、竹田市のほうに勉強に行きました。今、日本の制度としては、健康増進施設を使った場合の医療費控除、所得税申告における医療費控除では該当する部分があるということですが、竹田市は独自で、たしか3泊以上だったと思うんですけども、宿泊した場合は、例えば500円とか、1,000円とか、そういう独自の給付制度をつくっ

ているというふうに伺っております。もちろんそういうことも参考にさせていただきながら、今後、事業を考えていきたいと思っております。

○野口委員

現時点の質問はこんなものでしょう。だから具体的に計画ができたときにいろいろ質問をしていきたいと思しますので、この辺でやめておきましょう。以上。

○吉富委員

今、室長がずっと話してるのも分かるんですね。この分の予算に関しては、別に将来の計画性の部分ですから、まだ先がちょっと見えないので、その予算に関していろいろ言うことはないんですけども、やはりこれが将来、別府市としては大きな事業規模になるというふうに思っているんです。それは泉委員が議案質疑の中でもお話ししていましたし、市長の答弁の中にも、1泊100万円ぐらい泊まれるような人に来てほしいんだというようなことも答弁の中でおっしゃっていましたね、市長もね。だからそういうふうなことを考えると、やはりラグジュアリーというか、結構いいものをつくらなければ当然来ないということになりますから、そういう部分も含めて、これから先、別府市が本当に本腰でこの大きな事業をしようと思えば、悪いけど、専門家だけでなく、いろんな方々の意見というものはやっぱりどうしても必要になってくると思うんですよ。やっぱりそういうところは、例えば道路を造るとか、キ給湯するにしても、使ったお湯を流すための下水の問題とか、いろんな部分が別府市の中では絡んできますので、当然これは将来の計画の中に後から出てくることですが、それは最初に、これから議会としてもある程度責任を持ったことをしていかなきゃいけないというふうに思うんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

○松川市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

吉富委員の言われることはそのとおりだと思っております。なかなか先の見えない部分で、皆様、市民も含めまして御不安がある点があるろうかと思いますが、まず今回のような、基本は建物というか、建てるための初期のまず第一のスタートの作業で、今、全体像を表すイメージ図しかございません。全体像を表す上のプロセスの一つであります。それが私が先ほど申し上げました施設の規模であるとか、機能であるとか、いわゆる全体の基本的なものを表す計画ですので、まずやっぱりこれを策定いたしまして、提示をさせていただいて、事業手法もある程度こういうものを検討したというものをお出しさせていただいた上で、また御説明なり、議論なりをしていきたいと思っております。

○吉富委員

考えはよく分かるんですけど、もしそれが完全に出来上がった後に、いろいろなことを今度市民が要望とか、いろんなこと言っても遅いわけですよ。遅いわけですよ。だから計画が出る中に、やはり多くとは言いませんけど、市民とか、ある程度業者さんにしても、立ち上げるようなところが必要なんじゃないかなと思って、どうですかその辺。私なんかそういうふうに思うんですけど、その辺の考え方というのはありませんか。

○松川市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

私ども令和5年度からこの事業に関する市民への啓発、もしくは議会でもそうですし、あと市政フォーラムでも協議の内容とか、お示しできる段階になったものについては御説明させていただいたり、これまでも1,000人以上の市民の方への説明、御意見を伺う場もつくって

おります。

今後におきましても、お示しできるような状況になった場合において、そういう形での懇談会であるとか、いわゆる直接的に説明する場を今後も設けていきたいと思っております。

○野口委員

関連で。私が言ったように、やっぱり市民と行政が一体となってやるとすれば、DMOを結成すればいいんですよ。市民の意見を全てそこの中に取り込んでやると。DMOというのは、よく勉強したら、これからのそういう観光政策とか、そういうものに必要になってきます。それだけ指摘をしておきます。以上。

○小野副委員長

ほかに御質疑はありませんか。

○森委員

大きな考え方というところをちょっとお聞きしたいなと思ってるんですけど、今回の施設というのは、ハイクラスの方を呼ぶというところもありますし、それ以外にも市民の方が利用できる施設もつくるといふふうにお聞きしてますけれども、今回経費を計上してる中で、これは観光宣伝費で使っているんですね。観光宣伝費で使っているということで考えると、私は、ああこれは観光施設なんだというイメージを持つんです。今回、一応総務のほうで審議をしますけど、それは市長公室だからということだと思ってますけど、観光施設であれば、本来は隣の観光建設水道委員会でやらんといけん話なのかなと思ってるんですよ。そういったところも含めて、今回は観光施設という考え方で私は捉えていますけど、それでよろしいんでしょうか。

○松川市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

観光施設まで決まったわけじゃございませんけども、要は予算の計上の上にとどの款項目で上げるかという選択肢が出てくる中で、最初、私どもも新湯治・ウェルネスツーリズムというもので御説明したり、看板も掲げたりしましたが、ツーリズムをつけるとなかなか分かりづらいというところで、今はツーリズムを取らせていただいているんですけども、最初のツーリズムをつけた関係で財政局ともお話をしながら、観光費のほうで上げさせていただいてということになってますけども、ひとつ検討の余地があるかなと思っております。

○阿部委員

これは当局というか、委員会としてなんですけど、先ほど吉富委員が言ったみたいな民間とそういった協議の場、基本構想ができる間の進捗で市民の意見をいただく場と、議会は議会として、この予算を可決した場合に、間の進捗、この事業がどういうふうに進捗していくのかというのは、各個人の議員が担当課に聞くのではなく、委員会として調査会なる権限を委員長の招集の下、持っています。議会全体で言うと、全員協議会、これは質疑がないので、ほぼ説明の場であるので、そこで説明しました後は議案質疑、一般質問でやってくださいと、個人の場にマターが行くんですけど、やはり議会として、共に新湯治・ウェルネスを成功をさせる上でも、いい意見を添える上でも、公式の場での委員会の調査権なる権限をしっかり活用して、年度ごとにこの事業がどうなっていくのかしっかり調査研究するべきだと、委員会としても思います。

それは委員長にちょっと申し述べておきますので、さっき森委員が言ったみたいに、建設

なのか、こちらの総務なのかとなると、例えば担当課が替わったり、施設整備であると建設であったりする、また質疑ができない場所もありますので、そこは柔軟性を持って、今後、協議の場を、議会側から要請があったときは、適切に執行部は対応していただきたいというふうに思います。お願いいたします。

○泉委員

室長、何点か整理しておきたいと思います。今回のウェルネスツーリズムは別府市の産業構造そのものに影響を及ぼす、内容的に言うと、これまでで一番大きな事業だと思っております。これは僕は議場でもそれ以外ないだろうという、自分の考えを述べた。ただ、現在のウェルネス事業の推進の様子を見てみると、行政がやや前のめりになってるんじゃないかという気がしてならない。それはなぜかと言うと、民間の皆さん方がウェルネスツーリズム事業というのをまだ理解されてない中で、どうも先行してるなという気が実はしている。

そこで一つお聞きするんですが、この事業を、我々が今日委員会で賛成すれば、共同責任になるんですよ。基本構想をつくりますよというのは、次の実施設計に向けての基本構想、基本構想が出た段階で、いや問題点の洗い出しをどこでどうするのかというのが出てくる。これは、今、阿部議員が言われたように、議会は調査会とか委員会の場でできるんですけど、市民はどこですのかというのは一つ大きな問題になるんですね。だから私は一つの提案として、産学官、そして住民の代表、自治会連合会、また医師会、そういうものを包含するような推進団体をつくったらどうかと思うんです。それがなぜ必要かと言うと、その都度、基本構想が出てきた段階で、また問題点が出てくるんです。それに対してどういうふうに改善を加えていくのかというのは、議会だけではいけないと思うんですよ。これは民間団体も含めてこの事業に取り組むのであれば、そういう市民会議的なものを設けて、見直しをしながら、一体感を持って進めていくのが、この事業を成功させる唯一の方法だと思うんですけど、その点について室長はどう考えていますか。

○松川市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

まず、この基本計画は、先ほどと繰り返し答弁になりますけども、全体像のイメージを具体的に表すものでありまして、これができてから、実施設計に移るとか、そういう過程のものではございません。基本的には、私どもは民間の活力で建てていただきたいという希望はありますけども、この基本計画の中で事業手法というものがどれが最適かというのを考えていきます。それは、例えば自前でやったほうがいいのか、PPP、PFIを含めた民間の力をお借りしたほうがいいのか、結果として、例えば民間の力を借りたほうがいい、いわゆる公募で選んだほうがいいのかということになれば、そこから公募に向けた作業が行われていきます。それで提案が行われ、審査が行われます。最終的にAという提案が良いということになれば、Aと市が何がしかの契約をして、Aの提案に基づいて設計、施工が行われていきますので、まだその前々段階ですので、この計画ができたから実設計ができる、そういう過程の計画ではございません。

それと、泉委員が言われました市民会議的なものについてですけども、ここでできるとか、できない、つくるとかはなかなか明言はできないんですけども、検討させていただきたいと思っております。

○泉委員

やっぱり今市民と行政当局の間には大きな乖離があるというふうに僕は理解しているんです。例えば、基本計画ができましたよ、基本計画に基づいて次の段階へのステップを踏むか

どうかというのは別問題にしても、基本計画ができたものを、じゃあ関係団体とか、関係住民にどう説明するのかというのが一つ大きな課題になるんですよ。僕がさっき言ったように、別府市の産業構造を大きく変換するということになれば、やっぱり住民の皆さんと一体になって進めるというのが一番いい結果を残すというふうに僕は思っている。だからなおさら、さっき言ったように、産学官プラス住民、特に今回のウェルネスの機能の中で、医療関係者の協力というのは欠かせない問題なんですよ。だからそういうことからして、早い機会に問題点を住民から指摘いただいて、見直しをしながら前に進めるような推進部隊になるようなものが僕は必要だと思っている。それは進めるための一つの母体なんですね。なぜかという、今後、室長、今室長はこれで基本構想で事業規模を決めて実施方法というお話をしましたね。ただ市民にとってみると、はいじゃ今回できるであろう施設の工事は地元が受注できるのかどうか。また、今回できる施設の消費財はどこから購入するのか。そういう自分らの生活に直接するような疑問があるんです。だからそういうものを皆さん方に基本構想ができて、事業規模ができて、実施報告ができる段階、刹那、刹那に説明して一体化していくのが非常にいいんじゃないかと僕は思っているんですよ。また、そうしてほしいと思うんです。なぜかという、さっき言ったように、もう6月の時点で既に人材育成とか、ウェルネスのいわゆる温泉価値を活用した新しい旅行形態のは全員賛成してるわけですから。それに対して責任があるんですね。だから実施するまでの間に、住民との間にこれだけの大きな違和感が生じない、こういうためには、やっぱり一体化して前に進めるような組織をぜひともつくってほしいと思うんですけど、どうですか。

○松川市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

これまで森委員でありますとか、塩手委員もそうですけども、参加されて、市民懇談会というのを市内で、市政フォーラムを含めますと1,000人以上の皆様に御説明し、御質問、御意見をいただいております。そういう直接的な問いかけなり、御意見を伺うのがいいのかなというふうに私どもはこれまで1年以上かけてやってきております。今、泉委員も市民会議的なものについては、繰り返しになりますけど、今度検討していきたいと思っております。

○泉委員

この上の事業まで展開するのかというのは、その要旨にはっきり書いてるんですね。いわゆる別府市の経済界がこの施設を利用することによって恩恵を受けると、これもはっきりしているんです。ところが旅館組合、観光協会、商工会議所がいまだかつて意思表示をしたというのを聞いたことがない。私は一体化してすべきじゃないかと思っているんです。また、一体化しなきゃいけないし、進めなきゃいけない。だからそういうことからして、今、1,000人を超えるというのは一般市民ですね。説明会ですね。ある会場でこういう話が出たでしょう。ウェルネスとかいっても、私は七十何歳、今、私らのよりも若い世代に言うべきじゃないかという話があったでしょう。そういう乖離がちょっとある。商工会議所にしても、観光協会にしても、旅館組合にしても、こういうところが一番恩恵を受けるわけですから、そこらがやっぱり積極的に働きかけてくれるような組織づくりが僕は必要だということ言っているんです。

一番肝腎なところからこれを推進しようという声が聞こえてこないのが非常に不安だし、残念なんですよ。だからそのために、いわゆる市民会議的なものをつくって、みんなが思いを共通してこの事業に取り組む。例えば、野口委員がさっき言った保険適用の問題、例えば市民会議が出て市民会議で厚労省に行って、いわゆる特区の中で対応するか、保険適用をやってくれるか、フランスみたいにもう70年ぐらい前からやってる国もあるわけですよ。だか

らそういうことを官民一体になって働きかけできるような民間の、いわゆる市民会議的なものが僕は必要だと思うんです。そのことを僕は言っているんですよ。何も足を引っ張るんじゃないくて、進めるためにはそういう基礎となる母体が必要だと僕言っている。その点、もう一回答弁してください。

○松川市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長
委員のおっしゃること理解いたしました。

○泉委員

まだほかに質疑があるかどうか分かりませんが、私は今日の採決を前に、今私が提言したような官民一体、民間も含んだ推進母体をつくることを委員長報告の中にぜひとも入れてほしいと思うんですけど、どうですか。

○野口委員

さっき言ったように、それがDMOなんですよ。民間から、何から、識者から全部含めてやっていくのが。だからヨーロッパから、外国はもうほとんど重要な観光施策とか、そういうものはDMOをつくって、識者から何から入って、そこで推進していくわけ。だからDMOというのをもうちょっと勉強してください。以上。

○阿部委員

泉委員の先ほどの発言部分を委員長報告に盛り込むというのを諮って。

○小野副委員長

委員長報告に盛り込むことに賛成でよろしいでしょうか。

（「はい、賛成」と発言する者あり。）

ほかに御質疑はありませんか。

○塩手委員

最後に、おおむねこの基本計画策定に関しては私自身は賛成であります。なぜかと言うと、まだ全く何も分からない状態で、この段階で否決するとか、反対するというのはなかなか筋が通らないなというところで、ただ、これが出来上がったときというのは、議会の中でもそうだし、市民の皆さんも関心があるというところで、そこからいろいろ、先ほど言われたみたいに、市民会議とかでいろいろ議論されていくと思うんですけど、出来上がった成果物に対して、例えば出てきた意見とかというものを修正とか、例えば大きな見直しが仮に出てきたときに、そういった見直しというのが成果物に対して可能なのかというところをちょっと確認をさせてもらいたいんですけど。賛成をする手前。

○松川市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

これはこの計画だけではないと思うんですけども、出来上がったものに修正を加えるというのは、なかなか私どもの経験ではないようなことだと思っております。

○塩手委員

ということは、例えば先ほど説明されたコンセプトだったりとか、規模だったりとか、運用形態、PFIでやるのか、官民でやるのかというところで、そこで計画が出来上がるじゃ

ないですか。それを私たちに示されて、いや、いやここは民間にやってもらったほうがいいねとか、いやここは別府市の税金というか、税を投入したほうがいいよねと、いろいろな意見が出ると思うんですけど、出来上がったものに対して議論してもそれを修正されないとなると、ここで議論しても、それがその成果物に対して反映されなかったら、もうここで私たちが可決して決めたものを全てそのまま今後通すような形に聞こえるんですけど、その辺りはどうなんですか。

○狩野市長公室次長兼新湯治・ウェルネス推進室参事

一応、今から基本計画をつくって、その後に修正をかけるとすれば、その後に、いわゆる事業手法をこういった形で進めていきますという、また次の段階のステップがあるので、その間で多分修正ができると。

○阿部委員

塩手委員の受け売りになるんですけど、その過程において、執行部は委員会、議会に対して適切な調査会なるものを介してしっかり説明をしていただいて、泉委員が言う市民会議等のいろいろな、議員は情報収集の場で知見を持ってこの委員会で審議を今後していく形になると思うので、そこは執行部は、もし要請があったら、もう何度も言いますが、ぜひそういった説明の場には参加していただきたいし、委員会もそういった場面を都度、都度つくっていく必要があると思います。

○小野副委員長

では、ほかに、御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第99号令和6年度別府市一般会計補正予算（第7号）新湯治・ウェルネス推進室関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第99号新湯治・ウェルネス推進室関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で新湯治・ウェルネス推進室関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時27分

再開：11時28分

○小野副委員長

再開いたします。

最後に行政委員会総合事務局関係議案の審査を行います。

議第129号市長専決処分令和6年度別府市一般会計補正予算（第5号）行政委員会総合事務局関係部分について、当局から説明願います。

○若杉選挙管理委員会事務局長

議第129号令和6年度一般会計補正予算（第5号）市長専決処分につきまして御説明をいたします。それでは座って説明をさせていただきます。

第50回衆議院議員総選挙は、令和6年10月9日に衆議院が解散し、10月15日公示、10月27日投開票の日程で執行されました。

これに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、緊急を要するため、選挙執行経費を予算計上すべく、解散の10月9日付で、市長において専決処分をした次第で、今議会に報告し、御承認をお願いする次第でございます。

初めに、歳出部分について御説明いたします。

議案書の74ページをお開きください。

衆議院議員選挙啓発推進に要する経費15万2,000円、衆議院議員選挙執行経費に執行に要する経費6,014万8,000円、合計6,030万円を計上しております。

主な内容につきましては、職員手当等が1,614万9,000円、派遣業務等委託料が1,256万円、ポスター掲示場設置等委託料が1,140万2,000円、通信運搬費591万円、投票立会人等報酬499万9,000円、会場等借上料478万円などによるものでございます。

続きまして、歳入でございます。

戻りまして、73ページを御覧ください。

衆議院議員選挙執行費委託金及び衆議院議員選挙啓発推進委託金につきましては、先ほど御説明いたしました衆議院議員選挙執行に要する経費及び衆議院議員選挙啓発推進に要する経費と同額を計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、今回の補正予算の主な内容でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○小野副委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言願います。

○森委員

今回、衆議院選挙、解散から選挙まで本当にすごく短い期間というところで、職員の皆さん本当に御苦労されたなということで、本当に心から敬意を表したいと思います。

その中で、執行費がいろいろ入っていますので、私も開票のときに阿部委員と一緒に開票所のほうにも行かせていただきましたけど、議会事務局長をはじめ、部長さんも含めて、みんな多くの職員さんが開票作業を行っていて、本当に大変だなというふうな思いもしました。そのときにちょっと気になったのが、今、開票作業をする上で職員で従事してくれる人が少なくなってきたというような話を聞いております。その根本的な原因というのをどういうふうに捉えているのかということと、今後の対応策というのは何かお持ちなのかということをちょっとお聞きしたいなと思います。

○若杉選挙管理委員会事務局長

まず、少なくなりました原因というのは、今回、特に突然の解散総選挙ということもございましたし、秋のイベント等の絡みがございますので、日中から夜にかけて事務従事できる職員が減ってしまったということが一つの原因であると思います。

今回、部課長等の管理職の職員も足りない部分を補完すべく従事していただいたんですが、今後の見通しの考えはあるところはございますが、職員が選挙の事務に従事することに対する意識が変わってきたところもあるかとは思いますが、ただ、選挙の事務については、必ず事務に従事しなければならないという義務という形ではやっておりますので、あくまでも協力的な体制で臨むということとしておりましたので、今後に向けてということに

なりますと、そこを義務とするのかどうかとかいう協議をしてくるとは思いますけども、今の時点ではどうするかという方策は決まっておりませんが、こういうことも考えていかなきゃならないなと思っています。

○森委員

今の意見を聞いて、基本的には自由意思の下、参加をしていただいているというところだと思いますが、義務になると、今の時代それでいいのかというところもあると思います。

本当に開票作業というのはすごく大変なところでもあるので、職員の皆さんに負担をかけているというところも本当に大きいというのは思いますが、今後、その中の重要な部分は当然職員さんにやっていただかないといけないと思いますが、それ以外の、例えば仕分作業とか、簡単な労務的なところに関しては、もしあれだったら民間のボランティア、もしくはもうアルバイト、そういったところも利活用したらどうなのかなというふうに思うんですが、その点については今後どうお考えでしょうか。

○若杉選挙管理委員会事務局長

委員さんから御提案がありました民間の活力というところも視野には入れたいと思っております。ただ、開票所の中で事務従事の時間帯というのは、当然夜から深夜にかけてとなりますので、その部分で人が集まるかとか、そういうところもまだ分からないところがございます。別府市はこれまで職員で開票をやっている、あとかつては臨時職員、今ですと会計年度任用職員さんとかも入って、基本的には職員でやっていたという事実がございますので、他の自治体にもどういう事例があるかということは、調査研究させていただきたいと思えます。

○泉委員

選挙管理委員会として、この衆議院選で候補者に対する誹謗中傷等の件数がどのぐらいあったか把握していますか。

○若杉選挙管理委員会事務局長

別府市のほうでは把握はしておりません。

○泉委員

いつの頃に始まったのか分かりませんが、今の外務大臣に対する、ちょっと目を覆いたくなるような誹謗中傷が出ているんです。僕は連絡して、人権に関わるからという意味で注意した事例もあるんですよ。今後、選挙が過熱すればするほど、この誹謗中傷の類、これがどんどん増えていくと思う。私も最後の選挙で誹謗中傷を受けて警察に弁護士と行って告発しているので、だけどいまだに発信元が特定できない。だから今回のこの衆議院選挙の反省の上に立って、2年後に行われる選挙に向けて、そういう誹謗中傷等の問題がSNSで拡散しないような啓発運動をやってほしいなと強く要望しておきます。

○若杉選挙管理委員会事務局長

委員さんがおっしゃられましたとおり、誹謗中傷、特に今年になって、東京都知事選挙、それから先月行われました兵庫県知事選挙等のいわゆるインターネットの中での選挙運動、もしくはそれに乗じた誹謗中傷等が表にでて、マスコミ等でも特に話題になりました。インターネットによる選挙運動というのが開始されてからしばらく時間がたつんですけど、

ここに来て、使われ方というのは少し変わってきた感があります。

また、国のほうでも公職選挙法の見直しというところの議論をされてはいるんですけども、それとは別に、法の解釈はもちろんですが、啓発については、これも県の選挙管理委員会等とも協議をしていきながら、何かやれることはないかということは検討していきたいと思います。

○泉委員

誹謗中傷を受けるほうは防ぎようがない。発信元が特定できれば行けるんだけど、1日430回見られているんです。異常なんですよ、こういう連中は。だからやっぱりそういうことが想定されますから、選挙管理委員会も、そういう誹謗中傷の類をどうこの啓蒙、啓発の中で生かしていくのか、これは十分考えていただきたい、それだけお願いしておきます。

○小野副委員長

ほかに、御質疑はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ほかに、御質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議第129号市長専決処分令和6年度別府市一般会計補正予算（第6号）行政委員会総合事務局関係部分について、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第129号行政委員会総合事務局関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、行政委員会総合事務局関係議案の審査を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は、全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

○泉委員

先ほどみんなでまとめて、委員長報告に織り込むと言った、その分もいれてくださいね。

○小野副委員長

はい、分かりました。

委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。

では、これをもちまして、総務企画消防委員会を終了いたします。

○閉議：11時39分